

令和6年3月22日  
国自貨第853号

各地方運輸局交通政策部長  
神戸運輸監理部総務企画部長  
内閣府沖縄総合事務局運輸部長 } 殿

国土交通省物流・自動車局 貨物流通事業課長  
(公印省略)

倉庫業法第三条の登録の基準等に関する告示の一部を改正する告示の施行に伴う既存の温度帯区分の取扱いについて

近年、冷凍食品の保管量の増加や電力料金の高騰等の環境の変化が生じているところ、過冷却を抑制し、環境負荷の低減を図る観点から、従来の温度帯区分を細分化し、より適正な取引を促す必要がある。このため、倉庫業法第三条の登録の基準等に関する告示（平成14年国土交通省告示第43号）について所要の改正を行った。

また、本改正を踏まえ倉庫業法施行規則等運用方針（平成14年3月28日国総貨施第25号）を別紙1のとおり改正した。

については、既存の冷蔵倉庫に係る倉庫業法上の温度帯区分の取扱いについて、下記のとおり取り扱うこととしたので、事務処理上遺漏のないよう取り計らわれるとともに、既に登録を受けている者に対してその旨周知されたい。

また、一般社団法人日本倉庫協会及び一般社団法人日本冷蔵倉庫協会あて別紙2のとおり通知した旨申し添える。

記

1. 既存の冷蔵倉庫の登録、統計等の区分は、令和6年4月1日から、原則すべての冷蔵倉庫事業者について、特段の変更申請を要せず倉庫業管理システムにおいて、以下の通り、新温度帯へ移行させることとする。

旧	新
F 1	F 2
F 2	SF 1



F 3	SF 3
F 4	SF 4

※旧C 1において、新F 1に跨る温度については、原則新C 1として取り扱うこととする。(新F 1として運用する場合は、再審査が必要)

2. 当該告示の施行前に受理した倉庫業法第四条及び第七条の規定による申請については、従前のとおり取り扱う。

3. なお、既存の冷蔵倉庫の取引実務における契約、料金、その届出等は、旧F 1・F 2・F 3は新区分では2つの温度帯に細分化されているので、下記のように2つの新温度帯区分に相当するものと扱うが、事業者が、事業の運用実態に応じてどちらか一方のものを選択することも可能とする。

旧F 1 → 新F 1/F 2

旧F 2 → 新F 3/SF1

旧F 3 → 新SF2/SF3

旧F 4 → 新SF4